

2022.12

vol.147

みなさんで
回覧(掲示)
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

整骨院・接骨院（柔道整復）等のかかり方

整骨院・接骨院（柔道整復師）や、鍼灸院・マッサージの施術では、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

健康保険の対象となる範囲は限られますが、柔道整復師が施術を行う整骨院・接骨院や、はり・きゅう・マッサージ等で使用できる場合があります。

これらの施設で健康保険を使用する場合、一旦全額を自己負担し、申請により給付を受けるのが原則ですが、登録した施術者が患者に代わり保険給付を保険者に請求できる「受領委任制度」が認められています。そのため保険証を提示することで、医療機関等にかかったときと同じように、一部負担金のみの支払いで施術を受けることができます。

整骨院・接骨院で健康保険が使えるケース

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガのうち次のもの

- 骨折、脱臼
- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉ばなれ等）

※肩こり、疲労回復が目的のマッサージ等には使えません。
※骨折・脱臼については医師の同意書が必要です。（応急処置を除く）



鍼灸院やマッサージで健康保険が使えるケース

はり・きゅうの場合

主として

- 神経痛
- 腰痛症
- リウマチ
- 頸椎捻挫後遺症
- 頸腕症候群
- 五十肩

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

※医師の同意書が必要です。

マッサージの場合

筋麻痺や関節拘縮等の症状があり、医療上必要と認められているとき



協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術を受けた方へ施術内容を照会させていただくことがあります。照会文書が届きましたら、ご自身で回答していただきますようご協力をお願いいたします。



協会けんぽの各種申請書（届出書）

令和5年1月以降 新様式のご使用を お願いします



協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更します。

※令和5年1月以降に旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまう場合がございますので、新様式のご使用をお願いします。



様式を変更する主な申請書（届出書）

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書（立替払等）
療養費支給申請書（治療用装具）
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料（費）支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続被保険者被扶養者（異動）届
任意継続被保険者資格喪失申出書
任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

- 新様式の申請書（届出書）は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。なお、協会けんぽ都道府県支部へ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 [検索](#)

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内②レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内③保健（健診、特定保健指導など）

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

●保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

令和4年度は2月を除く毎月発行予定です。